

小金井市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

平成21年1月19日

小金井市議会議長 篠原ひろし

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

- 1 日 時 平成21年1月21日（水）午前10時00分
- 2 場 所 小金井市議会議場（小金井市役所本庁舎4階）
- 3 案件名 小金井市の市役所建設場所を選ぶ住民投票条例
- 4 意見を述べる者 条例制定請求代表者
- 5 意見を述べる時間 1人15分以内
- 6 傍 聴 傍聴席は30席。傍聴者が30人を超えた場合は別室（小金井市役所本庁舎3階第一会議室）で音声放送を行う。

平成21年第1回小金井市議会臨時会会議日割表

月 日	曜日	会 議 別	審 議 内 容
1月19日	月	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議録署名議員の指名</li> <li>・ 会期の決定</li> <li>・ 議案の説明</li> <li>・ 請求代表者の意見陳述について</li> </ul>
1月20日	火	休 会	
1月21日	水	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求代表者の意見陳述</li> <li>・ 議案の質疑、討論・採決</li> </ul>

付託審査案件予定表

平成21年1月19日（月）

委員会名	番 号	件 名
即 決	議案第1号	小金井市の市役所建設場所を選ぶ住民投票条例